

令和3年度

岡山県特定健診情報提供事業

(津山市版マニュアル)

津山市 医療保険課

(1) 目 的

通院中で定期的に検査を行なっている方々の情報（検査データ）を提供していただくことで、津山市特定健康診査の受診率向上及び特定保健指導等による被保険者の健康づくりのために活用することを目的とします。

(2) 対 象 者

次の①~④の条件をすべて満たす方

①津山市国民健康保険特定健康診査の対象者

（津山市健康診査【ピンク色の受診券】は、対象になりません。）

②医療機関へ通院しており、今年度に特定健康診査の受診及び人間ドック受診費用助成金の申請、個人での検査データ提供をしない方。

③当該年度内に特定健康診査項目相当の検査を実施している方。

④治療中の検査データを市へ情報提供することに同意された方。

(3) 対象期間

令和3年6月1日～令和4年3月31日

(4) 被保険者の自己負担額

無 料

(5) データ提供書への記入について

①被保険者の同意及び受診券の提出について

津山市へ情報提供する場合は、被保険者に説明し、署名にて本人の同意を得てください。（データ提供書の太い黒枠の部分に被保険者に記入してもらってください。）

被保険者へ未使用の受診券の提出を求め、データ提供書に添付して市へ提出してください。受診券を紛失した場合には、当該年度の特定健康診査を受診済み・受診予定、または人間ドックや検査結果提供済みでない事を確認してください。

②検査日について

検査日が複数日にまたがる場合は、最初に行われた検査日を記入してください。また、全ての検査日が同じ年度内（当該年度中：4月～翌年3月末）に実施してください。

③質問項目（問診票）について（**◎印は必ず**ご記入ください。）

質問項目は、被保険者本人が記入または、医療機関で聴き取り記入してください。記入した問診票を持参された場合は、データ提供書に添付して市へ提出してください。

(6) 特定健康診査の基本項目（必須項目です。全てご記入ください。）

身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）

血 圧（収縮期血圧、拡張期血圧）

血液検査 脂 質（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール〈Non-HDL コレステロール〉）

肝機能（A S T 〈GOT〉、A L T 〈GPT〉、γ-G T 〈γ-GTP〉）

血 糖（空腹時血糖、HbA1c 〈NGSP 値〉、随時血糖のいずれか）

尿 検 査（糖、蛋白）

医師の判断

治療中（治療中の疾患名）  要治療  経過観察・要指導  異常認めず

医師の総合判断日・医療機関所在地・医療機関名・医師名

(7) 特定健康診査の任意項目（検査を行っていただければご記入ください。）

血液検査 腎機能（血清クレアチニン、血清尿酸）

脂 質（総コレステロール）

(8) 提出する物（月ごとにまとめて提出してください。）

①特定健診相当検査結果提供【情報提供票】

②提出された特定健康診査受診券

③提出された問診票（被保険者が問診票を記入して持参した場合に限ります。）

④請求書

(9) 提 出 先

加入している保険者（市町村国保）

（津山市国保被保険者の場合、津山市環境福祉部医療保険課へ提出してください。）

〒708-8501

津山市山北520 津山市環境福祉部医療保険課

（津山市役所本庁1階⑨番窓口）

(10) 情報提供料（消費税3%含む）

1件 2,500円

(11) 請求方法

情報提供に係る手数料請求書（R\_\_年\_\_月分）に必要事項を記入し、情報提供票と特定健康診査受診券等を添付して、実施月の翌月10日までに保険者に提出してください。

年度末の請求書の提出期限（3月分の提出期限）は市町村ごとに異なります。

津山市の場合は、5月10日までの提出を最終期限とします。

※3月分の請求書の請求日は、3月31日までの日付でお願いいたします。

(12) 支払（振込）

請求を受理し適正な請求と認めた日から起算して30日以内に指定の口座に振り込みます。

(13) 特定健診相当検査結果提供【情報提供票】及び請求書用紙について

情報提供票及び請求書が必要な場合は、下記お問い合わせ先にご連絡をいただくか津山市ホームページからダウンロードをしてご使用ください。（コピー可）

検索：津山市国保 特定健診 情報提供

(14) お問い合わせ先

〒708-8501 津山市山北520 津山市環境福祉部医療保険課  
(津山市役所本庁1階⑨番窓口)

TEL (0868) 32-2071

mail iryouhoken@city.tsuyama.lg.jp